

議案第29号 令和元年度習志野市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	634億8,000万円
	補正額	5億2,231万2千円
	補正後	640億 231万2千円

- （歳出概要）
- ・ 大久保地区公共施設再生事業
 - ・ 参議院議員選挙
 - ・ 介護保険特別会計繰出金
 - ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業
 - ・ プレミアム付商品券事業
 - ・ 道路改良事業
 - ・ 用地取得事務費
 - ・ 高等学校管理運営費

2 継続費

（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	大久保地区公共施設再生事業 （大久保公民館・市民会館 解体費用負担金）	364,514	令和元年度	207,120
				令和2年度	157,394

議案第30号 令和元年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第35号習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に合わせ、低所得者の介護保険料を減額し、併せて一般会計繰入金を増額する財源調整を行うものです。

議案第31号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、使用料等の改定等を行うものです。

1 消費税率の引上げに伴い、次の条例を改正します。

条例	使用料等
習志野市使用料条例	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産一時使用料 ・コミュニティセンター施設等使用料 ・生涯学習地区センターゆうゆう館使用料 ・公民館施設等使用料 (菊田公民館、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館及び新習志野公民館) ・鹿野山少年自然の家使用料 ・富士吉田青年の家使用料 ・霊柩自動車及び葬具使用料 ・都市公園使用料及び占用料 ・道路占用料
習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設使用料 (袖ヶ浦体育館、富士吉田体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場、芝園テニスコート・フットサル場)
習志野市急病診療所の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所の診療証明書の交付手数料
習志野市休日急病歯科診療所の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・休日急病歯科診療所の診療証明書の交付手数料
習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の死体処理手数料 ・し尿処理手数料 ・浄化槽汚泥処理手数料
習志野市海浜霊園及び鷺沼霊堂の設置管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜霊園管理料 ・鷺沼霊堂管理料
習志野市自転車等の放置防止に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用整理手数料 ・移送保管料
習志野市都市公園設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・谷津バラ園入園料

2 適正な受益者負担を確保する観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、3年ごとに使用料等を見直し、次の条例を改正します。

条例	使用料等
習志野市使用料条例	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産一時使用料 ・コミュニティセンター施設等使用料 ・公民館施設等使用料 (菊田公民館、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館及び新習志野公民館) ・鹿野山少年自然の家使用料 ・富士吉田青年の家使用料 ・都市公園使用料及び占用料 ・道路占用料
習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の死体処理手数料 ・し尿処理手数料 ・浄化槽汚泥処理手数料 ・一般廃棄物処理手数料 ・産業廃棄物処分費用
習志野市海浜霊園及び鷺沼霊堂の設置管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜霊園管理料

3 その他文言整理をします。

(施行期日)

1及び3については、改正消費税法の施行の日(令和元年10月1日)から施行します。

2については、令和2年4月1日から施行します。

議案第32号 習志野市行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の制定について

「工業標準化法」が「産業標準化法」に改正されたことに伴い、次のように改正するものです。

条例	内容	改正前	改正後
習志野市行政不服審査法施行条例	写しの交付に係る用紙の大きさ	日本 <u>工業規格</u> A列3番	日本 <u>産業規格</u> A列3番
習志野市固定資産評価審査委員会条例			
習志野市火災予防条例	避雷設備の位置及び構造	日本 <u>工業規格</u>	日本 <u>産業規格</u>

(施行期日)

令和元年7月1日から施行します。

議案第33号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 次のとおり、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬額を改定します。

職名	改正前		改正後	
選挙長	1回	<u>10,600円</u>	日額	<u>10,800円</u>
投票所の 投票管理者	日額	<u>12,600円</u>	日額	<u>12,800円</u>
期日前投票所の 投票管理者	日額	<u>11,100円</u>	日額	<u>11,300円</u>
開票管理者	1回	<u>10,600円</u>	日額	<u>10,800円</u>
選挙立会人	1回	<u>8,800円</u>	日額	<u>8,900円</u>
投票所の 投票立会人	日額	<u>10,700円</u> (投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては <u>5,400円</u>)	日額	<u>10,900円</u> (投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては <u>5,450円</u>)
期日前投票所の 投票立会人	日額	<u>9,500円</u> (投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては <u>4,800円</u>)	日額	<u>9,600円</u> (投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては <u>4,800円</u>)
開票立会人	1回	<u>8,800円</u>	日額	<u>8,900円</u>

- 2 選挙管理委員会委員長及び同委員について、近隣市の動向を踏まえ、報酬額を改定します。

職名	改正前		改正後	
選挙管理委員会委員長	月額	<u>38,000円</u>	月額	<u>48,000円</u>
選挙管理委員会委員	月額	<u>34,000円</u>	月額	<u>38,000円</u>

(施行期日)

1については、公布の日から施行します。

2については、令和2年4月1日から施行します。

議案第34号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方税法」の改正に伴い、改正するものです。

1 個人市民税

児童扶養手当受給者のうち、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に係る個人市民税を非課税とします。

2 法人市民税

地方税法に規定する法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、次のとおり税率を引き下げます。

資本金等の額	改正前	改正後
5億円以上	12.1%	8.4%
1億円以上5億円未満	10.9%	7.2%
1億円未満	9.7%	6.0%

3 軽自動車税

(1) 軽自動車の取得者に課する「環境性能割」を次のとおり創設します。

区 分		税率
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車		非課税
ガソリン車・ガソリンハイブリッド車	平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成 かつ令和2年度燃費基準+10%達成	
	平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成 かつ令和2年度燃費基準達成	
	平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成 かつ平成27年度燃費基準+10%達成	※1 自家用 2.0% 営業用 1.0%
上記以外の車		※1 自家用 2.0% 営業用 2.0%

※1 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得したものについては、1%分軽減します。

(2) 軽自動車税の※²グリーン化特例の適用対象を、次のとおり電気自動車等に限定します。

なお、現行制度を2年間延長し、令和3年4月1日以後に新たに取得した自家用乗用車から適用します。

対象自動車	
改正前	改正後
電気自動車及び天然ガス自動車 (改正なし)	
ガソリン車のうち ・令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 ・平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	廃止
ガソリン車のうち ・令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 ・平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	

※² 排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対して、その性能に応じて軽自動車税を軽減する制度

4 その他文言整理をします。

(施行期日)

1については、令和3年1月1日から施行します。

2及び3(1)については、令和元年10月1日から施行します。

3(2)については、令和3年4月1日から施行します。

4については、令和2年1月1日から施行します。

議案第35号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

消費税率の引上げによる低所得者の保険料軽減強化のため、「介護保険法施行令」が改正されました。このことに伴い、第1号被保険者（65歳以上の者）に係る令和元年度以後の保険料のうち、市町村民税非課税世帯が対象である第1所得段階から第3所得段階までの保険料を次のように改正します。

所得段階	対象となる基準所得金額等	保険料 / 年	
		改正前	改正後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税） 市町村民税世帯非課税者（前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下） 	27,120円	22,280円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税者（前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下） 	41,970円	33,900円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税者（前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超） 	46,490円	44,880円

（施行期日等）

公布の日から施行し、令和元年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第36号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鷺沼台団地に新規に駐車場を整備したことに伴い、別表に追加するものです。

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第37号 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

1 谷津干潟自然観察センターの使用料の改定

適正な受益者負担等を確保する観点から、次のように谷津干潟自然観察センターの使用料を改定するものです。

区分		単位	改正前	改正後
入館券	高校生以上	1人1回	370円	560円
	65歳未満の者			
	65歳以上の者	1人1回	180円	280円
年間入館 パスポート	高校生以上	1人1年間	1,850円	2,800円
	65歳未満の者			
	65歳以上の者	1人1年間	920円	1,400円

2 谷津バラ園及び谷津干潟自然観察センターの使用料無料規定の改正

- (1) 指定管理者による行事、他機関の視察等について柔軟な対応を行うため「その他市長が必要があると認めた者」を追加します。
- (2) その他文言整理をします。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行し、同日以後に使用する者について適用します。

議案第38号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

「消防法施行規則」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正されたことに伴い、改正するものです。

※¹特定小規模施設用※²自動火災報知設備を設置することで、※³住宅用防災警報器の設置を免除します。

その他文言整理をします。

※¹ 「特定小規模施設」とは、ホテル等の宿泊施設や病院等のうち利用者を入居・宿泊させるものであって延べ床面積300㎡未満のもの等をいいます。

※² 「自動火災報知設備」とは、火災による煙や熱を早期に自動的に感知して、建物全体に警報音を伝えることができる設備をいいます。

※³ 「住宅用防災警報器」とは、火災により発生する煙を感知し、単体の感知器を鳴らす機器をいいます。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第39号 習志野市有害図書規制に関する条例を廃止する条例の制定について

「習志野市有害図書規制に関する条例」は、有害図書の自動販売機が至るところに設置され、青少年に悪影響を及ぼす環境が散見されたことを受け、千葉県青少年健全育成条例を補完するものとして制定しました。

近年においては、自動販売機の撤去等による環境改善や販売方法の遵守により、有害図書の指定件数が過去5年間で2件しかないこと及び千葉県青少年健全育成条例において自動販売機を規制する条文が定められていることにより、習志野市有害図書規制に関する条例に基づく習志野市青少年有害図書審議会において、制定当初の目的は十分に達成されているとの見解を得たことから、本条例を廃止するものです。

(施行期日)

令和元年7月1日から施行します。

議案第40号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市谷津
氏 名 大野 勝久 (おおの かつひさ)
任 期 3年 (再任)

議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
～第42号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任 期
第41号	習志野市谷津	たくぼ こう いち 田久保 浩 一	3年 (新任)
第42号	習志野市藤崎	あそ う ひろ こ 麻 生 博 子	3年 (再任)

議案第43号 工事委託契約の締結について（鷺沼西跨線橋補修工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- | | | |
|----------|---------------------------------------|-------------------|
| 1 契約の目的 | 鷺沼西跨線橋補修工事 | |
| 2 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 契約金額 | 9億3,476万1,000円 | |
| 4 契約の相手方 | 千葉市中央区新千葉一丁目3番24号
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 | |
| 5 工事場所 | 習志野市鷺沼台二丁目743番11地先 | |
| 6 工事期間 | 契約日から令和4年12月31日まで | |
| 7 工事概要 | (1) 施工延長 | 38m |
| | (2) 有効幅員 | 2.5m |
| | (3) 床版取替 | 131m ² |
| | (4) 防護柵交換 | 81m |
| | (5) 塗装塗替 | 301m ² |
| | (6) 支承取替 | 9箇所 |
| | (7) 落橋防止ケーブル設置 | 4箇所 |
| | (8) 縁端拡幅装置設置 | 9箇所 |
| | (9) 橋脚耐震補強 | 2基 |
| | (10) 階段補修 | 1式 |

議案第44号 財産の取得について（習志野市立谷津小学校給食室備品）

谷津小学校給食室備品を取得するものです。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 取得する財産の表示 | 習志野市立谷津小学校給食室備品 |
| 2 取得の目的 | 習志野市立谷津小学校給食室備品一式の整備 |
| 3 取得の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 取得価格 | 7,040万円 |
| 5 取得の相手方 | 千葉市若葉区みつわ台四丁目2番18号
日本調理機株式会社 千葉営業所 |

（仕様の概要）

食缶洗浄器、食器洗浄機、三槽シンク、低放射ガス回転釜、スチームコンベクションオープン（電気式）、フライヤー、器具消毒保管機、牛乳保冷库、食器消毒保管機、食缶消毒保管機、真空冷却器、低放射ガス立体炊飯器

議案第45号 指定管理者の指定について（習志野市生涯学習複合施設）

（指定管理者）

習志野市大久保四丁目3番8号

習志野大久保未来プロジェクト株式会社

（指定の期間）

令和元年9月1日から令和21年8月31日まで（20年間）

議案第46号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の組織団体である「香取市東庄町病院組合」が、令和元年8月31日をもって解散することに伴い、組織団体の数が減少するため、事務組合の規約中、同病院組合を削除する改正を行う必要があります。

この組織団体の減少及び規約の改正については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるため、提案するものです。

（施行期日）

令和元年9月1日から施行します。

議案第47号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものです。

1 事件の概要	平成29年1月21日、習志野市大久保一丁目29番地先において、市所有自動車同士が接触し、そのうちの1台が近隣建物に衝突した物損事故
2 担当課	消防本部 警防課
3 損害賠償額	625万円
4 相手方	東京海上日動火災保険株式会社
5 和解の条件等	市は相手方に対し、事故によって損傷した建物の火災保険求償分として625万円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかなを問わず今後一切の請求を行わないものとする。